

## 西ドイツ・一九五七年年金改革の考察

——財政方式と保険原理の関連性の分析——

### 一 はじめに

本稿は、一九五七年二月に西ドイツ（ドイツ連邦共和国）で実施された年金改革（一九五七年年金改革 以下五七年改革と略記）について、この改革で新たに導入された財政方式と、社会保険の主要原理である「保険原理」との関連性に焦点を当てて考察したものである。

ドイツや日本を含む多くの国々の公的年金保険制度は、主に現役世代の保険料支出によって同時期の老齢世代の年金給付を賄う、賦課方式と呼ばれる財政方式で所得比例年金を支給する、という仕組みで運営されている。このような仕組みは、西ドイツの五七年改革を発祥とする。だがこの仕組みは、少子高齢化や成長経済の停滞が顕著である昨

森 周 子

今において、年金財政の逼迫や「世代間の不公平」といった様々な問題を発生させ、存続の危機に瀕している。

西ドイツは建国以来、ナチス時代への反省や社会主義経済への反発から、社会的市場経済という理念の下で、個人の自由を尊重し、国家介入を極力抑制するような経済政策・社会政策を志向してきた。特に社会政策においては、個々人の自助や市場整合性が重視され、低所得者層などへの配慮から、拠出を伴わない、もしくは拠出を上回る給付を行う、という社会的調整 (Sozialer Ausgleich) よりも、拠出に見合った給付を行うという、保険原理 (Versicherungsprinzip) に重点を置いた社会保障制度が志向された。五七年改革も、保険原理の強化を志向する改革であった。ここでの保険原理は、被保険者の現役時の所得水準に

見合った年金給付を行うというものであり、「関与等価性(詳細は後述)」と呼ばれる。そしてこのような保険原理を果たす財政方式として、個々人が自己の年金原資を事前に積み立てるという従来の積立方式ではなく、「世代間契約(詳細は後述)」概念に基づく修正賦課方式が採用された。<sup>(1)</sup> 賦課方式は、現代の感覚からすれば、保険原理ではなく、むしろ社会的調整に連なると考え得るが、当時においてはなぜ、保険原理を担う財政方式として称揚されたのか。また、そもそも関与等価性と呼ばれる独特の発想はどのようなして生まれたのか。本稿はこれらの疑問を、五七年改革及び、その下地となった改革案である「シュライバー・プラン」の内容を検討することで明らかにしようとする。また、五七年改革の問題点や、関与等価性のあり方が現在の社会・経済状況の下で再考を迫られていることなども指摘する。

## 二 五七年改革と関与等価性

五七年改革は、公的年金保険の歴史上、画期的な出来事であった。なぜならこの改革において、新しい年金財政方式及び年金算定方式が、世界に先駆けて導入されたからで

ある。すなわち、まず財政方式は、従来の完全積立方式(期待額充足方式ともいう)から修正賦課方式(期間充足方式ともいう)へと変更された。また算定方式は、年金受給者が現役時代に得ていた所得の水準や、現役世代である被保険者の平均総所得額に年金額を連動させる、という「動態年金(dynamische Rente)(別名 生産性年金(Produktivitätsrente)」と呼ばれるものに変更された。ここにおいて、修正賦課方式によって、実質価値に基づく所得比例年金を賄うという仕組みが作られ、この仕組みは、その後の日本を含む多くの国々の年金制度の模範となった。<sup>(2)</sup>

だがこの仕組みは、少子高齢化や経済成長の停滞に喘ぐ現代において、大きな齟齬をきたしている。給付の増大及び拠出の減少によって年金収支が悪化し、また若年世代ほど、支払った保険料に見合った年金給付が見込めなくなるという、「世代間の不公平」と呼ばれる事態も問題視されている。これらの問題を打開すべく、多くの国々が、これまで様々な改革を行ってきた。そのうち、従来の仕組みを抜本的に改変した国もあれば、仕組みを保持した上での改革を行っている国もある。ドイツや日本は後者に属する。<sup>(3)</sup>

ここで考えられるべきは、社会保険において目指される

べき「抛出に見合った給付」、つまり保険原理とはどのようなものか、ということである。一口に「抛出に見合った給付」と言っても、その具体的なあり方については、様々な理解が存在する。そして、目指すべき保険原理の理解が異なれば、求められる財政方式も必然的に異なってくる。

保険原理を、抛出した保険料と保険数理的に等しい給付が将来において保障される（「保険料・給付等価原則」又は「給付・反対給付均等の原則」と呼ばれる）ことを意味すると考えるならば、それは、支払った保険料を年金原資として、その元利合計で給付が賄われる、というような財政方式（「積立方式」）によってのみ果たされ得る。民間保険は、このような方式に基づいて運用されている。だが社会保険では、このような、いわゆる個人レベルでの保険料・給付等価原則は果たされない。なぜなら社会保険は、強制加入を前提とする以上、低所得者層などへの社会的配慮から、社会的調整の要素を内包するからである。社会保険において成立する保険原理とは、保険料・給付等価原則ではなく、収支相等の原則である。収支相等の原則とは、一つの保険集団における支出と収入が等しくなっている、というものであり、個人レベルではなく保険集団レベルで

の保険料・給付等価原則であるといえる。

先行研究によれば、五七年改革の最大の特徴は、「保険原理の強化」である。<sup>(5)</sup> 被保険者個々人の現役時の所得水準を年金算定式に盛り込むことで、当該個々人の生産力に見合った年金を保障する、という点<sup>(6)</sup>が、保険原理の強化だとされている。これは、保険料額ではなく、現役時の所得を目安として規定された、被保険者集団内での当該個々人の位置に見合った給付がなされるという点で、収支相等の原則とも、保険料・給付等価原則とも異なる保険原理のタイプとされ、「関与等価性 (Teilhabequivalenz)」と呼ばれる。<sup>(6)</sup> これにより、例えばある被保険者の現役時代の平均所得が、当該現役時代における毎年の全被保険者の平均所得の平均の一・五倍であった場合、この一・五という値が年金算定に反映され、当該被保険者は、年金受給者全体の平均受給額の一・五倍の年金額を受け取ることとなる。また、現役世代の平均労働所得額も算定式に組み込まれていることから、年金の実質価値が保障される。つまり関与等価性は、動態年金の導入によって生み出された、新しいタイプの保険原理だったといえる。関与等価性という言葉は、年金受給者が、自己の現役時の生産力に応じて、年金生活

中の経済発展の恩恵に「関与」する、ということに由来していると考えられる。そしてその動態年金、及び修正賦課方式が導入される契機となったのは、一九五五年に西ドイツの経済学者、シュライバーが提唱した改革案<sup>(7)</sup>(通称「シュライバー・プラン」)(以下、プランと略記)だった。五七年改革がプランを基調にしていることは、多くの論者が指摘している<sup>(8)</sup>。シュライバーは、年金財政方式については、世代間連帯(世代間契約と同義)に基づく純賦課方式への移行を提唱し、他方の年金算定方式については、保険原理への回帰を強く主張し、給付・反対給付均等の原則に限りなく近い、厳密な拠出金比例年金を志向した<sup>(9)</sup>。そして、動態年金という算定方式を考案した<sup>(10)</sup>。

世代間契約と動態年金というプランの基本枠組は、五七年改革においても踏襲された。だがこれらの基本枠組の具体化方法は、互いに異なっていた。以下では、まずプランや五七年改革が要請された時代背景を探り、次にプランで展開された基本枠組の具体化方法を詳述する。そして改革の成立過程を概観し、五七年改革がプランの基本枠組を踏襲しつつも、その具体化方法を変更した理由、及び五七年改革自身に残されていた問題点について考察する。

### 三 シュライバー・プランにおける年金改革の提案

#### 三― プランが提案された時代背景

プランは、西ドイツで一九五二年以降に本格化した「社会改革(Sozialreform)」論議の中で著された。これは、戦後、場当たりに形成されてきた社会保障制度全体を改革し、制度間の整合性を回復することを志向する論議であった。社会改革論議は、社会政策学者マッケンロート(Mackenhof)が、一九五二年の社会政策学会において社会改革案を初めて提唱したことを皮切りに、学界及び政界において隆盛となった。しかし、社会改革によって社会保障のスリム化を企図する連邦大蔵省と、社会改革は省間の利害が絡んで困難なので、まずは喫緊の課題である年金保険と疾病保険の改革に専念しようとする連邦労働省との間で対立があったことから、暫く抜本的改革は行われず、場当たりの改善策が連発された。

当時のドイツの法定年金保険の総資産は、敗戦によって枯渇していた<sup>(11)</sup>。また一九五〇年代における西ドイツ経済の高度成長による急激な所得・物価上昇も、名目価値でしか年金額を保障されていなかった当時の年金受給者にダメー

ジを与えた。当時の年金給付水準は、実質価値では、受給時における現役世代の平均所得額の約三五%でしかなかった。<sup>(12)</sup> また一九五三年秋の調査では、年金額が社会扶助（＝公的扶助）基準以下である年金受給者が、労働者保険で被保険者全体の八八・七%、職員保険で同六八・三%であるとの結果が出、<sup>(13)</sup> 年金受給者の困窮状況が明らかとなった。政府内での社会改革の動きが停滞する一方、学者や団体、政党からは、社会改革をめぐる様々な意見や提案が出された。プランはそのような中で、一九五五年八月に、カトリック企業経営者連盟という団体の社会改革建議書として、<sup>(14)</sup> 公刊された。

この時点での内閣は社会改革にこだわっていたが、同年後半に場当たり的な年金特別加給法が施行されたことを契機に、<sup>(15)</sup> 決定的な年金改革を求める声が高まったことから、社会改革を留保し、年金改革に専念するようになった。<sup>(14)</sup>

### 三―二 プランの内容

プランは、マッケンロートの提唱した「社会的消費 (Sozialer Aufwand) 理論」<sup>(15)</sup> に依拠し、<sup>(16)</sup> 「世代間の連帯契約」<sup>(17)</sup>（＝世代間契約 (Generationenvertrag)）を提唱し

た。それによれば、まず、労働所得は稼得年輪（二〇―六五歳）においてのみ獲得されることから、稼得者全体は連帯契約を結ぶ。そして、この労働所得全体から、二〇歳未満の児童・青少年及び、六五歳を超える高齢者への適切な配分がなされる。<sup>(18)</sup> 各時期の現役世代は、同時期の老齢世代の年金を賄うことで、<sup>(19)</sup> 自らが老齢世代となった時、同時期の現役世代によって世話をされる権利を得ることになるとされた。

図一 プランで提唱された年金算定方式

$$R_{i,t} = A_i * W_{t-2} * \frac{1}{e_{65,t}} \quad a_i = b * \frac{100 W_i}{W}$$

- R<sub>i,t</sub> 個人 i の t 年の年金額
  - A<sub>i</sub> 個人 i の年金点数の総合計 (a<sub>i</sub> の合計)
  - a<sub>i</sub> 個人 i の現役時代の各年の年金点数
  - e<sub>65,t</sub> t 年の65歳における平均余命
  - b 保険料率
  - W 全国の平均労働所得
  - W<sub>i</sub> 個人 i のある年における労働所得
- 出所：保坂哲哉「1957年ドイツ年金改革の意義」  
 社会保障研究所編『現代の福祉政策』東京  
 大学出版会、1975年、119頁を筆者が一部  
 改変。

プランで提唱された年金算定方式

プランで提唱された年金算定方式は、式で表すと図一のようになる。まず二〇―六五歳の各就労者は、労働所得のb%を、「ドイツ国民の年金金庫」に継続的に払い込む。

そして政府は、毎年九月一日に、前年における全国の平均労働所得を公表する。この額は、その翌年における個人々の年金額を計算するための基礎になる。そして、年金金庫の各加入者の年金勘定には、毎回の所得支払い時に納付された金額と、そこから得られる年金点数が記載される。この点数は、 $(b \times \text{各人のある年における所得}) \div \text{全加入者の平均労働所得を百分率で表した数値である}$ 。そして六五歳に達すると同時に、各加入者が現役時代に得た年金点数の総合計が計算される。毎年十二月に、年金金庫は、その年の保険料収入の総額と、翌年の全年金受給者の年金点数を確定する。保険料収入総額を年金点数合計で割った値が、翌年の一点当りの年金額となる。毎年の年金額が平均労働所得に連動することで、年金受給者は、所得水準の上昇への関与が保障されることになる。<sup>(20)</sup>これが、年金の実質価値を動態的に保障するという、動態年金の発想であった。これにより例えば、現役時代に平均して平均労働所得の九割

を得ていた労働者の拠出は、彼の年金受給時における現役時代の平均労働所得の九割を得る場合の拠出と等価とされ、それにより、現在の所得水準に対応する年金給付が保険原理的に正当化されることとなる。<sup>(21)</sup>また、平均余命が組み込まれ、平均余命が長くなるほど年金額が減少することになってきている点や、過去の保険料率が組み込まれている点も特徴的だった。

だがこの方式では、「若年者・高齢者」の比率が悪化する事態が生じた場合に、年金額が徒に低くなる可能性が出てくる。シュライバーはこれにつき、①人口比率の悪化への対応策<sup>(22)</sup>(詳細は後述)、②拠出者の範囲拡大による充分なパイの確保、③年金額を、同時期における現役世代の総労働所得の約五〇%と低めに設定すること、<sup>(23)</sup>などで対応しようとした。

プランで提唱された年金財政方式

プランでは、毎年の年金保険料収入はそのつど完全に年金受給者に配分され、年金金庫は積立金を持たずに運営され、保険料の見通しの誤りによって生じた余剰や不足は、その都度、翌年の算定時に清算されるべきとされた。<sup>(24)</sup>それ

て従来の積立方式については、景気変動やインフレーションに対して無力であり、十分な給付を達成してこなかったとして反対した。<sup>(25)</sup> また積立金や国庫補助金を拒否した。前者については、保険数理上十分な積立金が社会保険の創設以来、確保されたためしがいないこと、現在の積立金も、必要額のほんの一部にしか達していないこと、法定年金には国民の八〇%が属し、規模縮小は見込まれないこと、などを理由に不必要とした。<sup>(26)</sup> 後者については、国庫補助金とは国民が税金の形で国に納めたものを、国からの恩恵という形で再び受け取ることなので無意味であり、国を徒に偉く見せるだけである、と述べて却下した。<sup>(27)</sup>

シュライバーはまた、このような純賦課方式が国民存在の継続性、つまり人口の順調な増大、という前提においてのみ有効に機能することも承知していた。ゆえにプランでは、人口比率悪化の時期を乗り切るための提案が三つ掲げられた。そのうち二つは、既に悪化が予想されていた一九六五―八〇年の時期への対処法（①当該期間における保険料率の一―二%引上げ、②当該期間における年金受給開始年齢（六五歳）の一―二歳の引上げ）<sup>(28)</sup> だった。そして残りの一つは、その時期以降に同様の事態を招かないための事

図二 家庭状況に応じた返済率の一覧表

未婚者	2c
既婚者で児童0人	1.5c
既婚者で児童1人	1.25c
既婚者で児童2人	1c
既婚者で児童3人	0.75c
既婚者で児童4人	0.5c
既婚者で児童5人	0.25c
既婚者で児童6人	0

※cは基準となる返済率

出所：Schreiber, Wilfrid: Existenzsicherheit in der Industriellen Gesellschaft, Vorschläge zur Sozialreform, Köln 1955, S.33

前に対処法である、「児童・青少年年金」だった。これは各児童について、二〇歳の終了時まで、彼の扶養者の労働所得の一定%の額の生計年金を与える、というものである。この年金は、児童と青少年が成人した後に獲得する労働所得の先取りとみなされるので、各就業者には、三五歳に達してから、受け取った年金を返済する義務が生じる。その返済率は各人の総労働所得の一定%であり、家族状況に応じて異なる（図二参照）<sup>(29)</sup>。

四 五七年改革で実施された年金保険の仕組み

四一 プラン発表から五七年改革成立までの経緯

当時の西ドイツ首相アデナウアーは、年金保険という複雑な問題を、世代間契約という単純な基本思想によって解決したとして、プランに多大な関心を寄せ、<sup>(30)</sup>一九五五年十二月に開かれた社会閣僚会議にシュライバーを招聘し、講演させた。この講演に先立ってシュライバー<sup>(31)</sup>は、それまでに寄せられた多くの批判を参考に、自身でプランを修正していた。修正点は、<sup>(32)</sup>  
 ① 毎年の分配可能な年金基金を、前年における実質保険料収入でなく、前年を含む三年間の実質保険料収入の平均とする、② 就労者対年金受給者の人口比率の変化に応じて、積立金による年金支出額の調整を毎年行う、であり、<sup>(33)</sup>これらは積立金を伴う期間充足方式を認める方向にシュライバーが傾いたことを意味した。そしてこの会議で、従来の積立方式の放棄や、一定期間における保険料の安定的な確保のための、十分かつ一定の積立金を備えた

図三 57年改革における新年金算定式

$$R = P \times B \times J \times St$$

R : 毎年の年金額

P : 個人的年金算定基礎の百分率

$$P = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{l_i}{L_i}}{n}$$

n : 保険料納付年数

$l_i$  : i年度の当該被保険者の総労働所得年額

$L_i$  : i年度の全被保険者の平均総労働所得年額

B : 一般算定基礎

$$B_n = \frac{E_{n-2} + E_{n-3} + E_{n-4}}{3}$$

$B_n$  : n年度のB

$E_n$  : n年度の労働者年金保険及び職員年金保険の被保険者全員の平均総労働所得(毎年連邦政府によって発表される)。

J : 算入可能な被保険年数

$St$  : 算入可能な被保険年一年当りの通増率(老齡年金の場合は1.5%)

出所: 下和田功『ドイツ年金保険論』千倉書房、1995年、98-103頁。

期間充足方式の導入が決定された。

実はシュライバーの講演に先駆けて、連邦労働省内の社会改革官房室は、プランについて議論を行い、プランと同様の動態年金の発想に基づく年金算定方式案を用意していた。<sup>(34)</sup>官房室案とプランの相違点は、以下の二点だった。①プランでは保険料率を一定にすることが想定されたが、これでは受給者数の伸び率が所得水準の上昇率を上回った場

合に、年金受給者は所得上昇の恩恵に与れなくなる。ゆえに官房室案は逆に、年金と所得の関係の保障を第一とし、財政システムをそれに適合させることとした。<sup>(35)</sup>つまり給付水準をまず確定し、その水準を保障しうる拠出を確保するという意味での「給付建て」年金を提案した。<sup>(36)</sup>②プランは、年金水準を従前総労働所得の約五〇％と想定したが、官房室案では、各受給者の現役時の生活水準を維持できる水準と規定した。<sup>(37)</sup>

その後、プランの内容を受けて社会改革官房室が改めて用意した年金改革案の改正点が与党内で検討された。与党CDU（キリスト教民主同盟）・CSU（キリスト教社会同盟）内では、動態年金における自動賃金スライドの実施をめぐって意見が紛糾した。だが野党SPD（社会民主党）が一九五六年四月に年金保険改正案を連邦議会に提出したこと、<sup>(38)</sup>ことから、与党は速やかに對抗案を提出する必要性に迫られた。ゆえに妥協策として、既裁定年金については同調的調整を適用するという事で落ち着き、同年六月五日にCDUは年金改革案を提出した。その後、連邦議会の社会政策委員会でのSPD・CDUの両改革案の比較・検討の結果、CDUの改革案が採用され、その後、連邦議会での集

中討議を経て、CDU案は一九五七年一月二日に圧倒的多数で可決された。<sup>(39)</sup>

#### 四―二 新年金算定方式

毎年の年金額は、P（個人的年金算定基礎の百分率）、B（一般算定基礎）、J（算入可能な被保険年数）、S（算入可能な被保険年一年当りの通増率）の積から算出されることとなった（図三参照）。Pは、当該被保険者の保険料納付期間中の各年の総労働所得を、各年における全被保険者の平均総労働所得で除して得た値の平均値で、Bは、年金受給開始年の前々年から数えた過去三ヶ年における、被保険者全員の総労働所得年額の平均である。

#### プランとの相違点

最大の相違点は、保険料率という要素が組み込まれていないことである。保険料率は、長期的には増加傾向を辿るので、プランのように保険料率が算定式に組み込まれれば、古くからの年金保険加入者が年金算定上不利となってしまう、と懸念された。<sup>(40)</sup>ゆえに五七年改革は、逆にまず給付水準を決定し、保険料率をその変数とした。<sup>(41)</sup>また五七年改革

では、六五歳以上の人口の平均余命という要素も組み込まれなかった。<sup>(42)</sup>

#### 四―三 新年金財政方式

新年金財政方式は、一〇年を単位期間とし、その期間中の保険料収入と積立金の利子と国庫補助金とで、期間中支出される年金その他の必要経費を賄い、かつ最終年度の支出相当額が期末に積立金として残るように保険料を算定するという、期間充足方式となった。

#### プランとの相違点

プランとの相違点は、国庫補助金の容認、一〇年を単位期間とする期間充足方式の導入、及び児童・青少年年金の却下であった。

まず国庫補助金の容認は、当時の公的年金保険の財政状況を考えれば、やむをえなかった。これは、戦争による損失の埋め合わせや、また保険料率を急激に引き上げることなく追加費用を賄うために国家からも費用が支弁されてしかるべき、との考えのもと、導入された。<sup>(43)</sup>そして、老齢年金給付以外の支出にのみ投入されることとされた。<sup>(44)</sup>

次に、一〇年を単位期間とする中期財政方式である修正賦課方式(期間充足方式)が導入された理由は何か。法案の根拠部分には、「ある年に期待される支出額が、その都度適切な保険料率によって充足されるという純賦課方式は、保険料率の頻繁な変動を招くと予想されるので、奨励できない。むしろ、予測の容易な一定期間において、恒常的な保険料率の下で、予測される支出額を充足する方式の方が妥当である。単位期間は一〇年とするのが得策であろう。なぜなら、この期間であれば事前算定と実際の数値とがあまり乖離しないであろうし、経済上の基盤の変化も、予測可能な範囲内に留まるからである。」と記されている。<sup>(45)</sup>一〇年で収支バランスを取ればよいことから、年金収支の誤差の帳尻を毎年合わせる必要がない、などの利点があったせいもあるだろう。

最後に、児童・青少年年金が却下された理由は明らかではない。<sup>(46)</sup>だがこれについては、児童手当(一九五五年から実施)や、児童数に応じた税控除(一九五〇年から実施)といった一連の養育負担軽減策が行われていたことから、この上さらに類似の給付を実施する必要性が感じられなかったからではないか、と思われる。また、生んだ子の数

によって返済率が変わるという構想が、ナチス期の人口政策を彷彿とさせた<sup>(47)</sup>、などの理由も考え得る。

将来起こりうる問題の予測と、その対応策

児童・青少年年金を却下した五七年改革では、将来の年金財政収支や人口動態の推移はどのように予測され、またそれらの予測に基づいて、将来起こり得る問題に対し、どのような対策が用意されたのだろうか。

まず年金財政収支については、一九五六年四月のSPDの年金改革案における一九六八年までの予測と<sup>(48)</sup>、同年六月のCDUの年金法案における一九六六年までの予測がある<sup>(49)</sup>。それらは、将来における年金財政悪化の時期の到来を予測していた<sup>(50)</sup>。

次に人口動態の推移については、漠然たる予測としては、既出のシュライバーによる、一九六五―八〇年の期間における人口比率悪化の予測があり、具体的なものとしては、一九五五年五月にCDU系の学者によって提出された社会改革案で示された予測があった<sup>(51)</sup>。

このように、将来における年金財政の赤字や現役世代の減少は、当時においてもある程度予測されていたにも関わ

らず、それらへの対策は、五七年改革では用意されなかった。その理由として考え得るのは、持続的な経済成長を前提とした、将来に対する楽観である。当時の実質経済成長率は、一九五〇―五五年は一〇%前後を記録し、一九五六―六〇年は六%前後で推移していた。当時の長期的な年金収支予測に用いられた、実質経済成長率の暫定的な伸び率も、毎年二―五%と設定されていた<sup>(52)</sup>。若年人口比率の悪化に伴う年金財政赤字を、持続的な経済成長を背景として何らかの形で克服しうる、との楽観が存在していたと考える以外に、来るべき諸問題への対策が当時何一つなされなかった理由を想像することは困難である。

また少子高齢化については、その到来を予測することは困難であったろう。なぜなら当時予測された年金財政悪化の原因は、あくまで二度の大戦の影響による人口構造悪化によるものと分析されており、女性が生まなくなる、<sup>(53)</sup>という事態は想定されていなかったからである。当時の与党CDU/CSUが、婚姻の促進や出産の奨励、妻が仕事を離れて家事に専念すること、などを家族政策の理想としていた<sup>(54)</sup>ことから察しても、人口比率悪化の時期（一九六五―八〇）さえ乗り切れば、その後は人口は順調に推移してい

く、この楽観が当時は優勢だったとも思われる。

## 五 まとめ

老齢時の貧困を防止し、また年金の実質価値が保障されるような公的年金制度を構築するため、一九五五年以降、抜本的な年金改革が西ドイツで要請された。そして、プランにおいて展開された動態年金の仕組みを契機とし、五七年改革において修正賦課方式で所得比例年金を賄うという仕組みが誕生し、関与等価性と呼ばれる新たな保険原理が生まれた。プランは、世代間契約と動態年金という基本枠組のもとで、保険料・給付等価原則の要素の強い「拠出建て」の年金を実現しようとした。しかし保険料率を算定式に組み入れることに問題があり、また政府が一定の給付水準の確保を重視したことから、五七年改革では「給付建て」の年金となった。ここにおいて、現役世代の拠出する保険料が、所得を尺度とした各人の社会への貢献度に応じ、所得比例年金として分配される、という、「拠出に見合った給付」の形が実現された。この改革により、年金額は標準年金の場合、四〇年加入で年金受給時の平均総労働所得の六〇%、四五年加入で六七・五%、五〇年加入で七

五%の水準とされ、既裁定年金額は、従来と比べて労働者年金保険では平均六五・三%、職員年金保険では平均七一・九%上昇した<sup>(56)</sup>。そしてこのための財源を調達するという意味で、修正賦課方式は、保険原理を担保するものとして、正当性を得ていたといえる<sup>(57)</sup>。

だがこの仕組みでは、一方で現役世代が減少し、他方で給付対象者が増大した場合、保険料負担の増大、及び給付額の削減が発生することは明白である。五七年改革の問題点は、将来にわたる安定的な経済成長を前提としていたために、少子高齢化や経済成長の停滞による、拠出の減少や受給者の増大といった事態への対応・予防が、不十分であったということである。五七年改革は、いわば高度成長期の当時だったからこそ、時代の要請に応えた改革として高く評価され得た。このような状況下で導入された、賦課方式によって所得比例年金を賄うという仕組みが、社会・経済状況変化の下で様々な問題に直面しているにも関わらず、現代まで持続しているのは、驚くべきことである。その理由の解明については別稿に譲りたい。

五七年改革が現代に与える示唆は、従来と大きく異なる新たな社会・経済状況においては、そのような状況に即し

た大規模な改革が必要とされる、ということだろう。五七年改革自体も、従来の年金制度を新たな社会・経済状況に適させるための抜本的な改革であった。昨今の、公的年金保険に対する不安の増大は、関与等価性への合意の危機を間接的に意味しているとも思われる。五七年改革の内容を支えた社会的・経済的前提が崩れる中で、関与等価性や従来の公的年金保険の仕組みの是非や、改善方法などについて、国民や政策主体が積極的に議論していく必要があると思われる。

(1) 五七年改革で導入されたのは、一〇年を単位期間として収支を均衡させる修正賦課方式であり、ドイツが単年度財政方式に基づく純賦課方式へと移行したのは、一九六九年である。だが修正賦課方式も純賦課方式も、現役世代の保険料によって老齢世代の年金給付を賄うという特性は変わらない。ゆえに、以下でこの特性に重点を置く場合には、修正賦課方式についても単に賦課方式と表記している。

(2) 加藤栄一「現代資本主義の歴史的位相」『社会科学研究所』四一(一)、一九八九年、一六頁 加藤栄一「西ドイツ福祉国家のアポリアー社会給付の「効率化」と年金改革論」『東京大学社会科学研究所編』転換期の福祉国家

(上)』東大出版会、一九八八年、二二七頁 村上清『退職金と年金制度の将来』ダイヤモンド社、一九六九年、一一〇頁、参照。

(3) 例えばチリは積立方式に移行、イタリア、スウェーデンは、賦課方式を維持したまま、給付算定の方法を給付建てから拠出建てへと変更した。

(4) ドイツでは二〇〇一年年金改革によって、積立方式による個人老齢保障制度(個人年金や企業年金への国家助成)が導入された。だがこれは任意の制度であり、又あくまで補完的な役割に留まっており、依然としてドイツの公的年金保険は「賦課方式十所得比例年金」という仕組みが主流である、と言える。

(5) Hockerts, Hans Günter.: Die Rentenreform 1957, in : VDR/Ruland, Franz (Hrsg.): *Handbuch der gesetzlichen Rentenversicherung*, Neuwied 1990, S.98; Manow, Philip: Individuelle Zeit, institutionelle Zeit, soziale Zeit. Das Vertrauen in die Sicherheit der Rente und die Debatte um Kapitaldeckung und Umlage in Deutschland, in: *Zeitschrift für Soziologie*, Jg.27, Heft 3, Juni, 1998, S.206; 下和田功『ドイツ年金保険論』千倉書房、一九九五年、九七―九八頁、などを参照。

(6) Kolb, Rudolf: Die Bedeutung des Versicherung-

- sprinzips für die gesetzliche Rentenversicherung, in: Schmähl, Winfried (Hrsg.): *Versicherungsprinzip und soziale Sicherung*, Tübingen 1985, S.125ff.; Rische, Herbert/Terwey, Franz Josef: *Verfassungsrechtliche Vorgaben für die Gestaltung des Rechts der gesetzlichen Rentenversicherung*. Gedanken zu einer Neubearbeitung in der Diskussion um den (Bestands-)Schutz sozialer Rechtspositionen, in: *Deutsche Rentenversicherung* 6/1983, S.287ff.
- (7) Schreiber, Wilfrid: *Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft, Vorschläge zur Sozialreform*, Köln 1955
- (8) Schmidt, Ingo: *Auswirkungen der Rentenreform auf die Stabilität des Geldwertes*, Berlin 1961; Hentschel, Volker: *Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1880-1980*, Frankfurt am Main 1983; 柴坂哲哉「一九七七年と一九八〇年金改革の意義」社会保険研究所編『現代の福祉政策』東京大学出版会『一九七五年』
- (9) siehe Schreiber, Wilfrid: *Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft*, in: Böttcher, Erik (Hrsg.): *Die Sozialpolitik und Sozialreform*, Tübingen 1957, S.87.
- (10) 保坂「前掲論文」一一九頁。
- (11) 下和田「前掲書」七七一七八頁「参照」。
- (12) Jantz, Kurt: *Pension Reform in the Federal Republic of Germany*, in: *International Labour Review* 136, 1957, S.137f.
- (13) *Die sozialen Verhältnisse der Renten- und Unterstützungsempfänger, Heft1, die Sozialleistungen nach Leistungsfällen und Empfängern im September 1953, Statistik der BRD*, Stuttgart 1955, S.29; 広原四郎「西ドイツにおける社会保障整備の一勘」『社会科学研究』第三二巻第五号「一九八一年」六六頁
- (14) Siehe Heitschel: *a.a.O.*, S.163.
- (15) 「社会的消費は常だ」その時々国民所得から賄われぬ。(中略)  $\phi$   $\nu$   $\nu$  社会的消費は常に賦課方式で賄われぬ  $\nu$   $\nu$   $\nu$  (Mackenroth, Gerhard: *Die Reform der Sozialpolitik durch einen deutschen Sozialplan*, 1954, in: Böttcher, Erik (Hrsg.): *Sozialpolitik und Sozialreform*, Tübingen 1957, S.45-47)  $\nu$   $\nu$   $\nu$  主張の理論。
- (16) Schreiber: *a.a.O.*, S.75
- (17) Schreiber: *ebenda*, S.97
- (18) Schreiber: *ebenda*, S.93
- (19) Schreiber: *ebenda*, S.97f.
- (20) Schreiber: *ebenda*, S.93-7.

- (21) 戸原、前掲論文、参照。
- (22) Schreiber: *a.a.O.*, S.98f.
- (23) Schreiber: *ebenda*, S.103
- (24) Schreiber: *ebenda*, S.95
- (25) Schreiber: *ebenda*, S.88
- (26) Schreiber: *ebenda*.
- (27) Siehe Schreiber: *ebenda*, S.86
- (28) Schreiber: *ebenda*, S.90.
- (29) Schreiber: *a.a.O.*, 1955, S.32-6.
- (30) siehe Hockerts, Hans Günter: Konrad Adenauer und die Rentenreform von 1957, in: Repgen, Konrad (Hrsg.): *Die dynamische Rente in der Ära Adenauer und heute*, Rhöndorf 1978, S.19
- (31) 社会改革を推進するためにマデナウアーが一九五五年六月に設立した、首相を座長とする関係閣僚委員会。
- (32) siehe Schreiber, Wilfrid: Entgegnung auf die Kritik am BKU-Vorschlag, in: *Sozialer Fortschritt* 1955/12, S.284ff.
- (33) siehe Bund Katholischer Unternehmer: Der modifizierte „Schreiber-Plan“, 1956, in: Richter, Max (Hrsg.): *Die Sozialreform. Dokumente und Stellungnahmen*, Bad-Godesberg 1968-, HVII, S.7
- (34) Hockerts, Hans Günter: *Sozialpolitische Entscheidungen im Nachkriegsdeutschland: alierte und deutsche Sozialversicherungspolitik 1949-1957*, Stuttgart 1980, S.314.; Hockerts: *a.a.O.*, 1990, S.96.
- (35) Hockerts: *a.a.O.*, 1978, S.21
- (36) siehe Schreiber: *a.a.O.*, 1957, S.103.
- (37) siehe Hockerts: *a.a.O.*, 1978, S.21.
- (38) 所得と生産性及びその他の経済要因の推移、就業者一人当り国民所得の変動、年金保険の財政状態などを総合的に考慮してスライド率を調整するつもりである。
- (39) 戸原、前掲論文、八〇—八四頁。
- (40) 保坂、前掲論文、一一九頁、戸原、前掲論文、七八頁。
- (41) 戸原、同上。
- (42) この理由は不明であるが、シュライバーはこのことをあまり重要視してこなかったようであった。シュライバーは、プランが単行本に収録された際、成立した五七年改革の問題点を批判しようとしたが、キツビは平均余命を組み込まなかつたことへの批判はなされなかった。(siehe Schreiber: *a.a.O.*, 1957, S.110f.)。
- (43) Siehe Hockerts: *a.a.O.*, 1990, S.97.
- (44) *Arbeiterrentenversicherungs-Neuregelungsgesetz (ArVNG) § 1389 (1)*: Angestelltenrentenversi-

- cherungs-Neuregelungsgesetz (ANVNG) §116 (1)°
- (45) CDU: Entwurf eines Gesetzes zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Arbeiter und der Angestellten, in: *Verhandlungen des deutschen Bundestages. Stenographische Berichte*, Band 33, Bonn 1956, S.82.
- (46) シュライマーは、単に「年金改革の大騒ぎの中で、私の「児童・青少年年金」提案は、却下されてしまった」とだけ述べている (Schreiber: *a.a.O.*, 1957, S.111)°
- (47) シュライマーも、「人口政策について語れば、反動主義者が反啓蒙主義者ごみなされ、公然と非難される」と述べていた (siehe Schreiber: *a.a.O.*, 1955, S.32)°
- (48) SPD: Die Neuordnung der Rentenversicherung. Ge-sezentwurf der Sozialdemokratischen Fraktion im deutschen Bundestag über die Rentenversicherung der Arbeiter und Angestellten, in: *Verhandlungen des deutschen Bundestages, a.a.O.*, S.85.
- (49) CDU: *a.a.O.*, S.91f.
- (50) SPDの予測では一九六六年と六八年、CDUの予測によれば一九六六年と七六年に年金収支が赤字になるとされた。
- (51) ここでは、一九七五年における二〇歳未満・二〇—六〇歳未満・六〇歳以上の比率は、二一・五・二一・〇と予測されていた (siehe Achinger usw.: *Neuordnung der sozialen Leistungen*, Köln 1955, S.12) (ちなみに美濃の比率は、三三・四一・一七・二七)°
- (52) Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung (DIW): Die Rentenversicherungen 1953–1998 im Rahmen der volkswirtschaftlichen Gesamtrechnung, in: Richter: *a.a.O.*, Anhang II 1 a, S.4; DIW: Die gesamtwirtschaftlichen Voraussetzungen einer “dynamischen Rente”, in: Richter: *ebenda*, Anhang II 1 b, S. 10.
- (53) Schreiber: *a.a.O.*, 1957, S.89f.
- (54) Siehe Lampert, Heinz: *Priorität für die Familie*, Berlin 1996, S.151f.
- (55) 現役時代における労働所得の平均が全被保険者の労働所得の平均と等しい、標準的な被保険者の受給する年金の額°
- (56) Sozialbericht 1958, in: *Deutscher Bundestag, 3. Wahlperiode. Drucksache 58, S.22f.*; Hockerts: *a.a.O.*, 1980, S. 422.
- (57) 当時の世論調査には、「五七年改革ほど、肯定的な反響を得た法律や制度はかつてなかった」と記された (siehe

he Hockerts: a. a. O., 1980, S.424f.)°

(89) 例えば「一〇〇三年に行われた世論調査では、「あなたの年金は将来においても保障されると思いますか?」との問いに、七六%が、「そうは思わない」と答えている。また、「これまで支払った保険料金額を払い戻してもらい、そのお金を自ら老齢保障のために運用し得るとしたら、公的年金から脱退してそのようにしますか?」との問いには、四五%が「そのようにする」と答え、「そのようにしなから」は三九%、「わからない、無回答」は一六%だった (Siehe Institut für Demoskopie Allensbach: *Reformkompass*, 2003)°

二〇〇五年 一月二日受稿

二〇〇五年 三月二日レフェリーの審査  
をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)